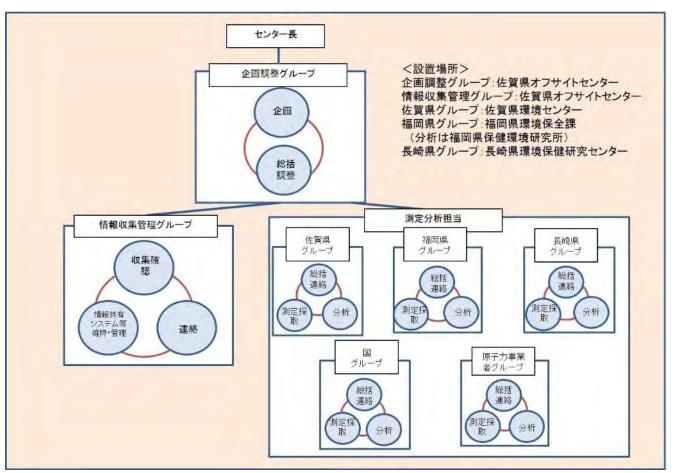
10. 緊急時モタリングの実施体制

緊急時モタリングの体制



- ▶ 国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時モニタリングセンター(EMC)を設置する。
- ▶ 緊急時モニタリング・センターの体制について、センター長、企画調整グループ及び情報収集管理グループを佐賀県オフサイトセンターに、測定分析担当は、それぞれの県の拠点に設置する。UPZ外の緊急時モニタリング実施が求められる場合には、国の要員が中心となり、原子力事業者と協力して対応に当たる。
- ➤ 玄海原子力規制事務所に職員を配置し、緊急時モニタリング体制を強化。



企画調整グループ。

EMCの企画調整を担い、 EMC内の活動に対する監 督を行う。

情報収集管理グループ

中央との情報共有システムを 維持・管理するとともに、 緊急時モニクリングデータの一元 的管理等を行う。

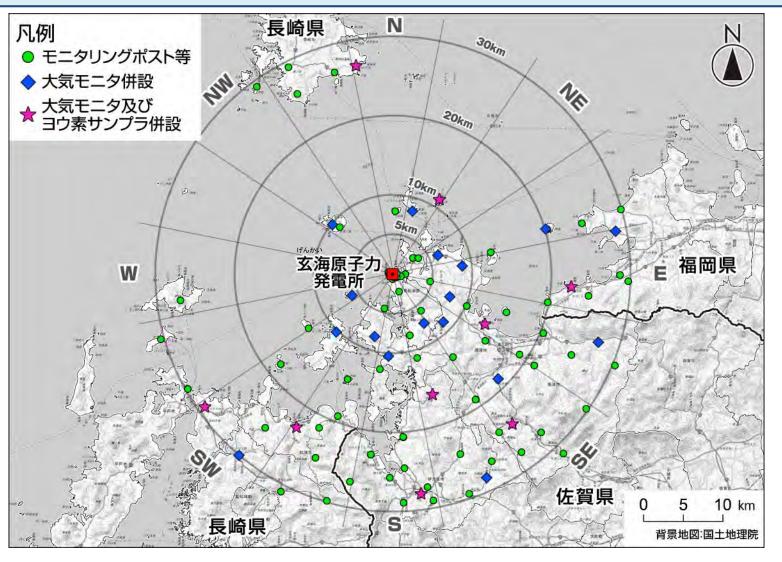
測定分析担当

緊急時モニタリングを実施する。

玄海地域の放射線モニタリング体制



- > 玄海原子力発電所周辺の佐賀県、長崎県及び福岡県の8市町(佐賀県3市町、長崎県4市、福岡県1市)に、人口 分布等を考慮して緊急時モニタリング地点89地点(佐賀県58地点、長崎県22地点、福岡県9地点)を設定し、防護措 置の実施判断に係る連続測定を実施。
- ▶ この他、国の測定局においても空間放射線量率を測定。



佐賀県における環境放射線モニクリング体制



- ➤ モニタリングオ°スト(水準局を除く)
 - •モニタリング オペスト(26局)で、発電所周辺地域の放射線量等を測定
 - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
 - ・電子線量計(32台)で、放射線量を測定
 - ・万一、モニタリング・オ・スト等が使えなくなった場合に備えるとともに、可搬型モニタリング・オ・スト(9台)を整備
- ▶ モニタリングカー等
 - ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備
- ▶ 大気モニタ(18台)・ヨウ素サンプラ(5台)
 - 大気中放射性物質濃度を測定するための機器を整備



モニタリンク゛ポスト



可搬型モニタリングポスト



電子線量計



モニタリンク゛カー



大気モニタ



ヨウ素サンプラ

長崎県における環境放射線モタリング体制



- ► モニタリング 市 スト(水準局を除く)
 - ・モニタリング 市 スト(7局)で、発電所周辺地域の放射線量を測定 ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
 - 電子線量計(15台)で、放射線量を測定
 - ・万一、モニタリングポストが使えなくなった場合に備えるとともに、可搬型モニタリングポスト(3台)を整備
- ▶ 大気モニタ(5台)・ヨウ素サンプラ(3台)
 - ・大気中放射性物質濃度を測定するための機器を整備



Eこタリンク゛ポスト(鷹島)



Eニタリングポスト(壱岐)



モニタリンク゛ポスト(江迎)



可搬型モニタリングポスト



電子線量計



大気モニタ



ヨウ素サンプ。ラ

福岡県における環境放射線モニクリング体制



- ➤ モニタリング ポスト(水準局を除く)
 - ・モニタリング ホ スト(2局)で発電所周辺地域の放射線量等を測定
 - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
 - ・電子線量計(7台)で、放射線量を測定
 - ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備えるとともに、可搬型モニタリングポスト(1台)を整備
- ▶ モニタリングカー等
 - ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備
- ▶ 大気モニタ(3台)・ヨウ素サンプラ(1台)
 - 大気中放射性物質濃度を測定するための機器を整備



モニタリンク゛ホ° スト



モニタリンク゛ホ° スト



可搬型モニタリングポスト



電子線量計



モニタリンク゛カー



大気モニタ

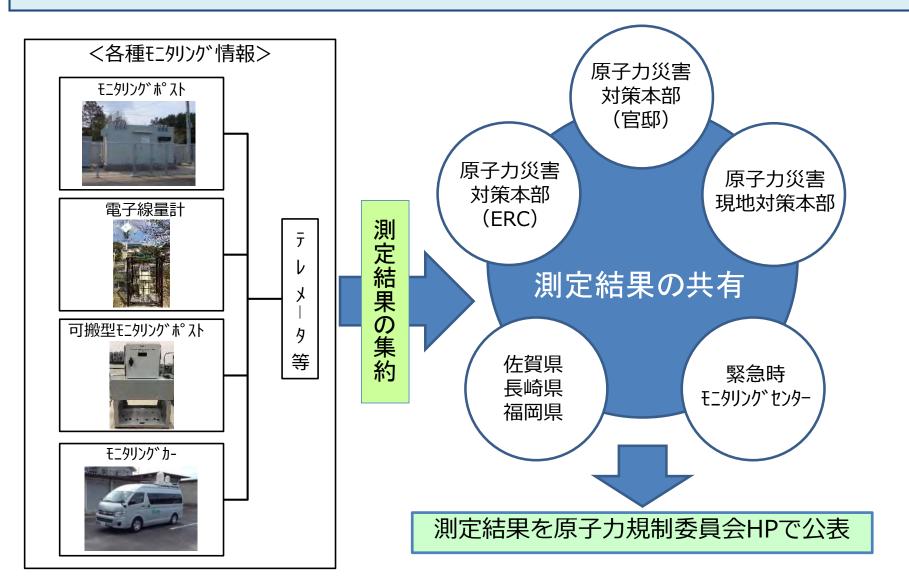


ヨウ素サンプラ

緊急時モクリング結果の共有及び公表



▶ 緊急時モニタリングの結果は、放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、緊急時モニタリングセンター等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。



緊急時モタリング実施計画



- ▶ 佐賀県、長崎県、福岡県では、緊急時モニタリング計画を策定している。
- ▶ 国は、施設敷地緊急事態に至った際に、緊急時モニタリング計画を参照して緊急時モニタリング実施計画を 定める。同実施計画は、事態の進展に応じて、随時改定を行う。

参照の上、策定及び改定

佐賀県緊急時モニタリング計画 平成31年3月19日

佐賀県

長崎県緊急時モニタリング計画

平成28年4月1日 改定 長崎県

福岡県緊急時モニタリング計画 平成28年2月

福岡県

〈緊急時モニタリング計画〉

緊急時モタリング実施計画(例)

【記載する項目の例】

く実施項目>

- ○空間放射線量率の監視強化
- ○必要に応じた可搬型モニタリングポストの設置
- ○モニタリングカーによる測定の実施
- ○大気中放射性物質濃度の測定
- ○環境試料中の放射性物質濃度の測定

<実施主体>

例)

- ○佐賀県、長崎県、福岡県
- ○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

<報告>

<注意事項>

【その他添付資料等の例】 測定項目一覧

緊急時モタリングに係る動員計画



- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に「緊急時モニタリングに係る動員計画」が策定された。
- ▶ 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき 事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

<概要>

原子力災害対策指針においては、緊急時のモリングの 実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者 は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、 連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機 関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業 者による緊急時モリングを支援することとされている。

動員計画においては、緊急時モリングの広域化や長期 化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、

- ▶ 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等(以下「関係機関」という)から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
- ▶ 上述の情報の更新の方法
- ▶ 緊急時モリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部(全面緊急事態においては、原子力災害対策本部)事務局及び関係機関の調整プロス等について規定

関係機関の保有資機材数

(令和2年度調査による。佐賀県、福岡県、長崎県、 九州電力を除く。)

	要員(人)	可搬型 モニタリングポスト (台)	モニタリンク゛カー (台)
国	1 7	7 5	2 0
道府県	6 9 7	2 4 7	3 7
原子力事業者	6 1 2	5 7	3 4
関係指定 公共機関等	9 6	6	2

※ 各資機材については保有数を記載。

玄海地域の緊急時モタリング地点及び一時移転等の実施



▶ 固定観測局については、そこで測定された実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位毎に設置されることが必要であり、佐賀県、長崎県及び福岡県では、既設モニタリングボスト等の値に基づき一時移転等を実施する範囲を対応付けている。既設モニタリングボスト等の全てについて非常用電源を設置しているほか、既設モニタリングボスト等の故障等に備え、可搬型モニタリングボスト等を保有している。

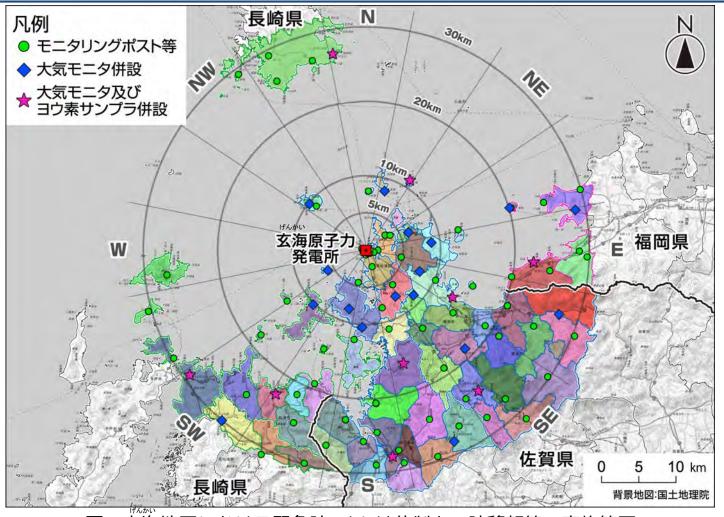


図 玄海地区における緊急時モニタリング体制と一時移転等の実施範囲

九州電力による玄海地域の緊急時モタリング



- モニタリングステーション及びモニタリングホペスト
 - ・モニタリングステーション等(計3台)で、発電所敷地境界付近の空間放射線量率、放射性物質濃度を測定 ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
 - ・万一、モニタリングステーション等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポストを別途配備(3台)
- ▶ 可搬型エリアモニタ
 - ・施設敷地緊急事態が発生した場合、可搬型エリアモニタを設置して、原子炉格納施設を囲む8方位(8台)の放射線量率 を測定
- ➤ モニタリングカー及びサーヘイメータ搭載車両等
 - ・空間放射線量率、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等(3台)を配備
- 可搬型放射能測定装置
 - ・発電所及びその周辺の空間放射線量率、放射性物質濃度を可搬型放射能測定装置(サーベイメータ等)で測定
- ▶ オフサイトの協力
 - 緊急時モニタリング・センターに人員を派遣し、必要な協力を行う。



モニタリング、ステーションと 非常用発電機



モニタリンク゛カー



可搬型モニタリング・ポ°スト (衛星系回線による通信機能付)



サーベイメータ等を 搭載した車両







可搬型IJアモニタ



車両に搭載する可搬型放射能測定装置の例



11. 原子力災害時の医療等の実施体制

(安定3)素剤・避難退域時検査・簡易除染を含む)

安定到素剤の事前配布



- げんかいちょう からつし まつうらし
- ▶ 佐賀県玄海町及び唐津市、長崎県松浦市では、安定ヨウ素剤の事前配布に係る住民説明会を開催し、同時に安定ヨウ素剤の事前配布を実施。
- 今和元年7月の原子力災害対策指針改正後は、40歳未満の者、妊婦、授乳婦、配布時点で挙児希望のある女性、 その他配布希望者に対して配布を実施。
- ▶ 令和2年10月現在、PAZ内及びPAZに準じて防護措置を実施する地域の対象住民のうち40歳未満の者に対し、佐賀県では1,371人、長崎県では200人に事前配布を実施。今後も継続して説明会等を開催し、配布を行う。



佐賀県市町	40歳未満の 配布対象者 [※]	40歳未満の 配布済者
ばんかいちょう 玄海町 からうし 唐津市	1,264人 1,284人	787人 584人
合計	2,548人	1,371人

長崎県市町	40歳未満の 配布対象者 [※]	40歳未満の 配布済者
松浦市 (鷹島・黒島)	448人	200人

※PAZ内及びPAZに準じて防護措置を実施する地域の対象住民数

<安定3ウ素剤事前配布説明会>



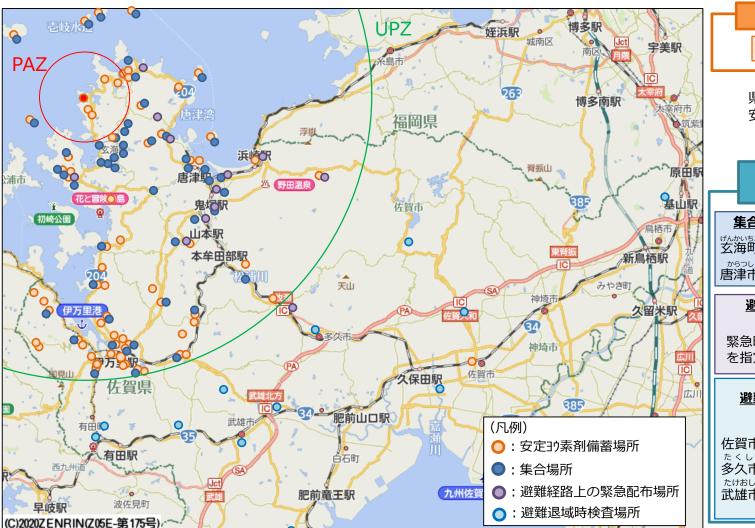
医師、県及び関係市町職員により、 安定3ウ素剤の効能や服用時期など、 事前配布に際し知っておくべき事項 を説明し、安定3ウ素剤を配布。

佐賀県における避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布



Cabinet Office, Government of Japan

- 避難住民等に対する安定3ウ素剤の緊急配布に備え、佐賀県では計70か所の施設に合計約1,144,000丸の丸剤と約3,800gの粉末剤、ゼリー剤 (乳幼児用、新生児用)20,660包を備蓄。
- 、行いのに用い、利工ル内/20,000 たがにと、呪思。 おがわしま かからしま まつしま せんしま そのうち、佐賀県内の離島(高島、神集島、小川島、加唐島、松島、馬渡島、向島)については、それぞれの離島において安定ヨウ素剤を備蓄。 緊急配布が必要となった場合は、備蓄場所より各市町が指定する集合場所等(合計53か所(各離島を含む))や避難経路上の緊急配布場所 (候補地計12か所)、避難退域時検査場所(候補地計12か所)に市町職員が搬送の上、対象住民等に緊急配布を実施。



安定沙素剤備蓄場所

佐賀県内:70か所

県及び市町職員により、 安定主意剤の搬送を実施



安定主対素剤の

緊急配布を実施

集合場所等で緊急配布(計53か所)

がいちょう **玄海町:11か所**

伊万里市:14か所

唐津市:28か所

避難経路上における緊急配布 (計12か所)

緊急時に市町が避難経路上に場所 を指定して緊急配布を実施。

避難退域時検査場所で緊急配布 (計12か所)

佐賀市 :3か所

有田町

:2か所

多久市 :1か所

基山町 :1か所

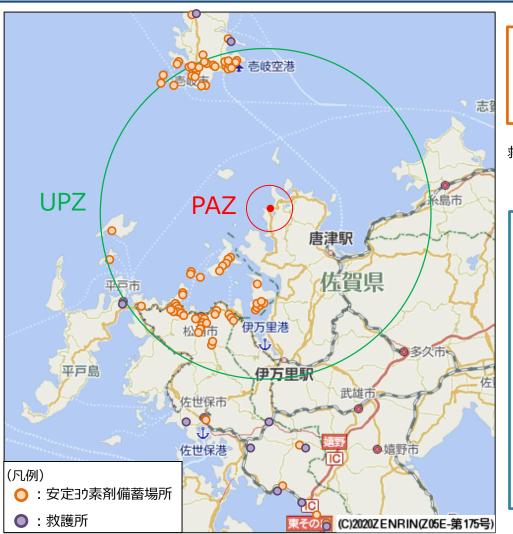
たけおし 武雄市 : 4か所

:1か所

長崎県における避難住民等に対する安定が素剤の備蓄状況と緊急配布



- ▶ 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、長崎県では計97か所の施設に合計約379,000丸の丸剤と約2,050gの粉末剤、ゼリー剤(乳幼児用、新生児用)6,360包を備蓄。 表ではましたのうち、長崎県内の離島(福島、飛島、青島、平戸島、度島、的山大島、壱岐島、大島、長島、原島)については、それぞれの離島におい
- ▶ 緊急配布が必要となった場合は、避難元の備蓄場所や一時集合場所での配布のほか、避難先の救護所において対象住民等に緊急配布を実施。



て安定ヨウ素剤を備蓄。

安定到素削備蓄場所

長崎県内:97か所

保健所、診療所、市役所、支所、学校、 幼稚園、保育園等に分散配備

救護所へは、県及び市町職員により、安定ヨウ素剤の搬送を実施



<緊急配布の考え方>

- ・<u>避難先までの距離が遠い場合</u>は、避難元の備蓄場所又は避難 先の救護所で緊急配布を実施。
- ・<u>避難先までの距離が近い場合</u>は、移動を優先し、避難先の近くに設置する救護所で緊急配布を実施。
- ・離島については、対象となる離島に備蓄し、緊急配布を実施。

緊急配布場所(89か所)

つうらし させぼし ひらどし

松浦市:45か所、佐世保市:2か所、平戸市:6か所

いき し ひがしそのぎちょう かわたなちょう

壱岐市:33か所、東彼杵町:1か所、川棚町:1か所

はさみちょう

波佐見町:1か所

福岡県における避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布



- ▶ 避難住民等に対する安定3ウ素剤の緊急配布に備え、福岡県では計5か所の施設に合計約152,000丸の丸剤と約 250gの粉末剤、乳幼児向けに16.3mgセリー剤300包と32.5mgセリー剤840包を備蓄。 そのうち、福岡県内の離島(姫島)においても安定ヨウ素剤を備蓄。
- ▶ 緊急配布が必要となった場合は、避難経路上にある県内44か所の公民館等において、対象住民等に緊急配布を 実施。



安定ヨウ素剤備蓄場所

福岡県内:計5か所

貴山コミュニティセンター

深江コミュニティセンター

福吉コミュニティセンター

引津コミュニティセンター

姫島福祉センター「はまゆう」

安定ヨウ素剤の 緊急配布を実施

避難経路上にある 糸島市内44ヶ所のコミュニティセンター等

いきさん 一貴山校区:4ヶ所

深江校区:19ヶ所

ぶり 福吉校区:6ヵ所

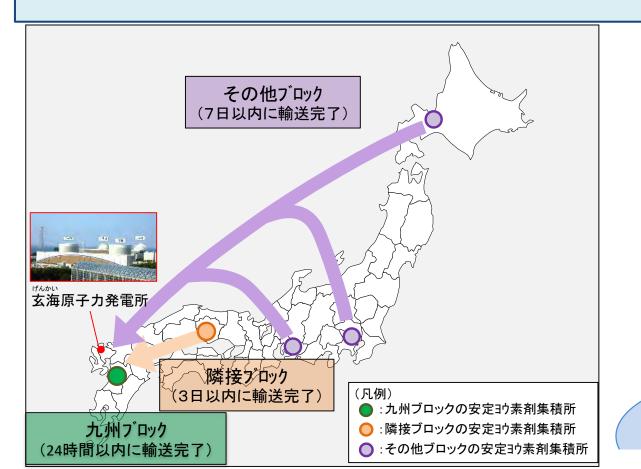
可也校区:1ヶ所

ひきつ ひめしま 引津<u>・姫島校区:14カ所</u>

国による安定到素剤の確保体制



- ▶ 国は、UPZ内において安定ヨウ素剤が不足した場合、及びUPZ外において安定ヨウ素剤を必要とする場合に備えた備蓄を実施しており、全国を5つのブロック(北海道、東北・関東、中部、中国・四国、九州)に分け、5か所の安定ヨウ素剤集積所に、丸剤200万丸、乳幼児向けゼリー状安定ヨウ素剤15万包の備蓄を実施。
- 緊急配布場所への輸送は、九州ブロックの安定ヨウ素剤集積所から24時間以内、隣接ブロックの安定ヨウ素剤 集積所から3日以内、その他ブロックの安定ヨウ素剤集積所から7日以内に完了する体制。
- さらに、不足の場合には、民間工場での全力生産及び海外からの援助等により、必要数を確保。





佐賀県オフサイトセンター



安定ヨウ素剤集積所



UPZ内外の安定ョウ素剤 緊急配布場所

佐賀県における避難退域時検査場所の候補地



➤ 佐賀県では、緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ内人口や避難経路等を考慮し、避難元市町と各 避難退域時検査場所の対応付けを行ったうえで、避難経路上に候補地をあらかじめ準備。



検査場所通過する避難元市町

佐賀県(12か所)

狂貝栄(12ルドバ)			
検査場所	避難元市町		
たくし 多久市陸上競技場	げんかいちょう からつし 玄海町・唐津市		
佐賀県立森林公園	からつし 唐津市		
佐賀競馬佐賀場外発売所			
ふじ 佐賀市富士支所			
eres 基山総合公園			
_{きとう} 杵藤クリーンセンター	からつし いまりし		
^{et.ift} 旧北方庁舎職員駐車場	唐津市・伊万里市		
ありた 有田中央運動公園			
歴史と文化の森公園 隣接駐車場	いまりし 伊万里市		
ゃまうち 旧山内庁舎			
しらいわ 白岩運動公園競技場			
ぎびざん 蟻尾山公園			

(凡例)

●:避難退域時検査場所(候補地)

長崎県における避難退域時検査場所の候補地



▶ 長崎県では、緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ内人口や避難経路等を考慮し、避難元市町と各 避難退域時検査場所の対応付けを行ったうえで、原則として避難先市町に設置される救護所を候 補地としてあらかじめ準備。



検査場所通過する避難元市町

長崎県(10か所)		
検査場所	避難元市 町	
はさみちょう 波佐見町体育センター はさみちょう ・波佐見町総合文化会館		
かわたなちょう 川棚町勤労者体育センター	まつうらし 松浦市	
そのぎ 彼杵児童体育館		
500c 千綿児童体育館		
みかわち 三川内地区公民館	させぼし	
ひろた 広田地区公民館	佐世保市	
させぼし 佐世保市総合グラウンド体育館	ひらどし	
^{ひらど} 平戸文化センター	平戸市	
^{かつもとちょう} 勝本町ふれあいセンターかざはや	いきし	
いきしま 壱岐島開発総合センター	壱岐市	

(凡例)

●:避難退域時検査場所(候補地)

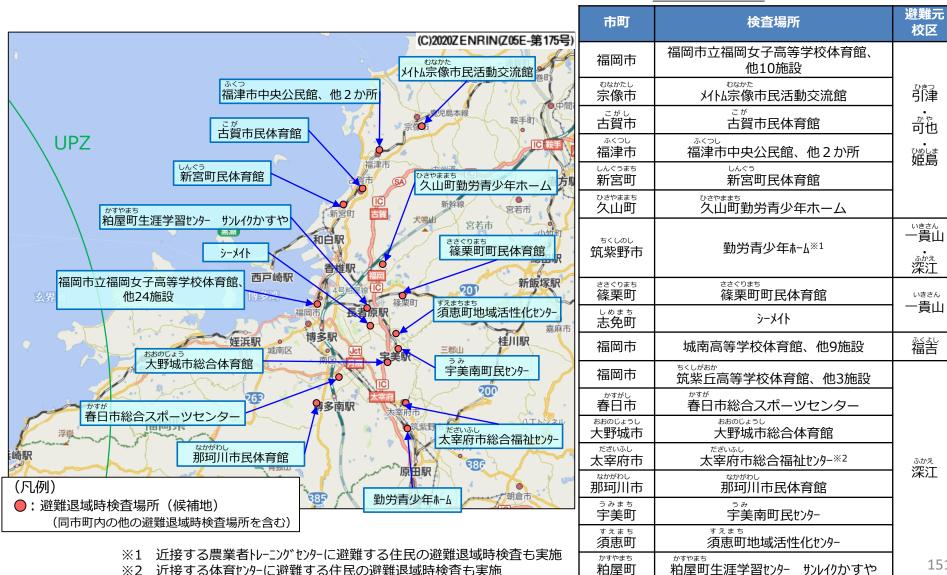
福岡県における避難退域時検査場所の候補地



151

▶福岡県では、緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ内人口や避難経路等を考慮し、避難元市と各避難退域時検査 場所の対応付けを行ったうえで、原則として避難先に設置される救護所を候補地としてあらかじめ準備。

検査場所候補地 福岡県(42か所)

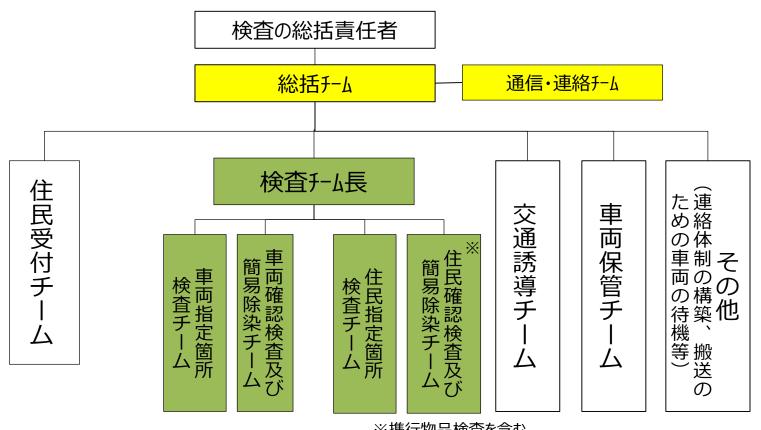


避難退域時検査場所の運営体制



- 避難退域時検査場所は、佐賀県、長崎県、福岡県及び原子力事業者が国、関係自治体、関係機関 の協力のもと運営。
- 原子力事業者は備蓄資機材を活用し、検査・除染要員として950人程度の要員を避難退域時検査場 所へ動員。一時移転等の状況に応じて、検査・除染以外の要員(500人程度)を調整。
- 指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構・国立研究開発法人日本原子力研 究開発機構)は国及び関係自治体からの要請に基づき、要員及び資機材による支援を実施。

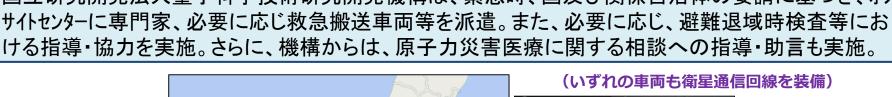
避難退域時検査場所における検査及び簡易除染の体制



国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構による協力体制



国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構は、緊急時、国及び関係自治体の要請に基づき、オス サイトセンターに専門家、必要に応じ救急搬送車両等を派遣。また、必要に応じ、避難退域時検査等にお









支援車(1台) 現場指揮、 資機材・人員搬送

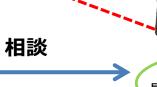


大型救急車(1台)

ミニラボ付き、線量評価測定

患者搬送





指導・協力

国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 2011.03 東京電力㈱福島第一原子力発電 所の事故時におけるOFC (大熊町) での活動



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構による協力体制



- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は緊急時において、原子力緊急時支援・研修センター (茨城)が窓口となり、国及び関係自治体の要請に基づき、避難退域時検査場所における検査指導 や緊急時モニタリング等の協力を実施するとともに、検査等に関する資機材、車両による支援も実施。
- ▶ また、オフサイトセンター(OFC)や緊急時モニタリング・センター(EMC)等へ専門家を派遣するとともに航空機モニタリ ングを支援。





資機材運搬車(2台)



移動式体表面測定車(2台)



移動式全身測定車(2台)



2011.3東京電力㈱福島第一原子力 発電所の事故時における国立研究 開発法人日本原子力研究開発機構 の活動



作業員の内部被ばく測定



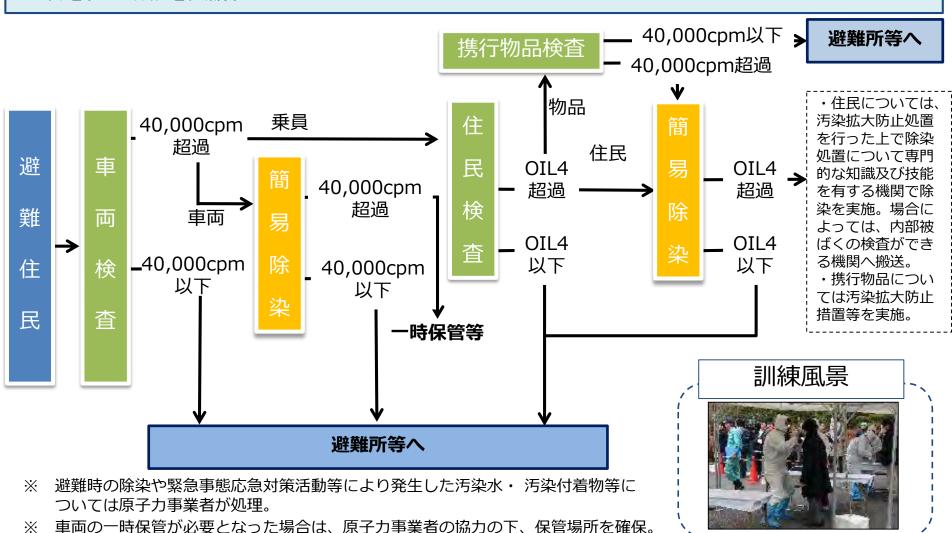
緊急被ばく医療のための受入体制構築



緊急時モニタリング

避難退域時検査場所における検査手順

- ▶ 避難退域時検査は、自治体職員、原子力事業者、関係機関等の要員により実施。
- ▶ 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取り扱い実習を含む研修を受講。



原子力災害時における医療体制



放射性物質による汚染や被ばくの状況に応じて、下図の医療体制により、適切に対応。



高度被ばく医療支援センター及び 原子力災害医療・総合支援センター ※国が指定 【国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、

原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な 診療を行うほか、原子力災害拠点病院等での診療に 対して専門的助言を行う。

また、原子力災害医療・総合支援センターは原子力災害 医療派遣チームの派遣調整を行うほか、平時から原子 力災害拠点病院へ研修、指導、助言を行う。

支 援

原子力災害拠点病院 ※各県が指定

国立大学法人長崎大学等が実施】

【5医療機関(佐賀県医療センター好生館、佐賀大学 医学部附属病院、唐津赤十字病院、長崎医療セン ター、九州大学病院)】

原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。

協力

原子力災害医療協力機関 ※各県が登録 【18医療機関】

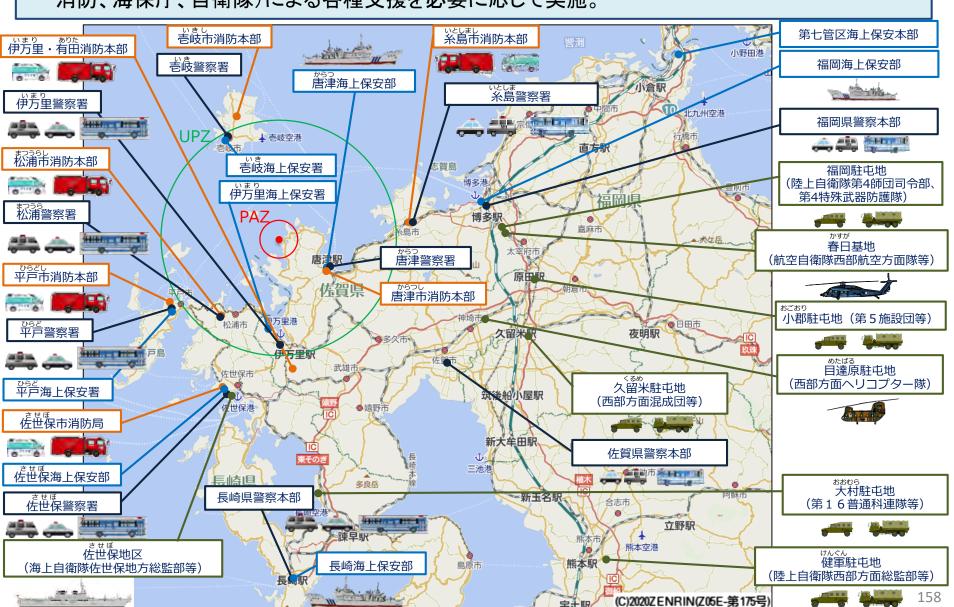
原子力災害医療や立地道府県等が行う原子力災害 対策等を支援する。

12. 実動組織の支援体制

玄海地域周辺の主な実動組織の所在状況

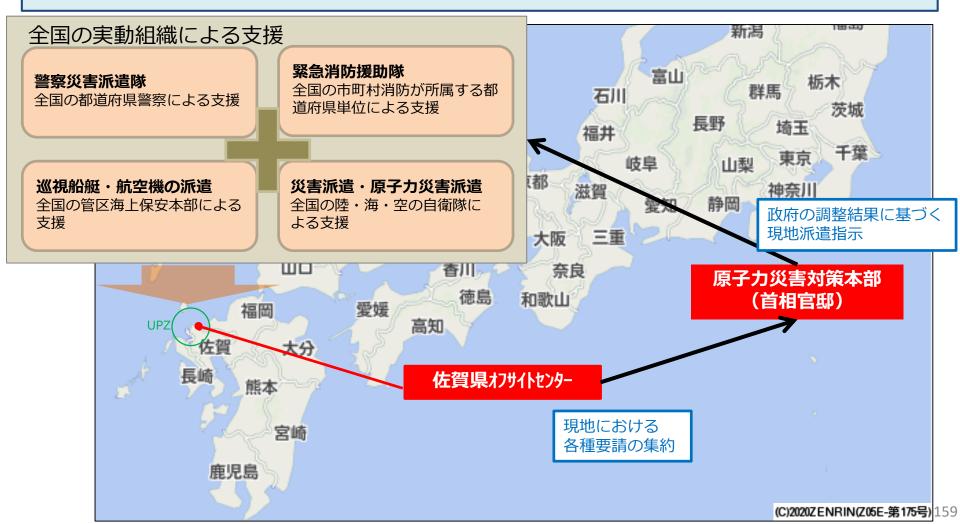


不測の事態の場合は、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町からの要請により、実動組織(警察、 消防、海保庁、自衛隊)による各種支援を必要に応じて実施。



実動組織の広域支援体制

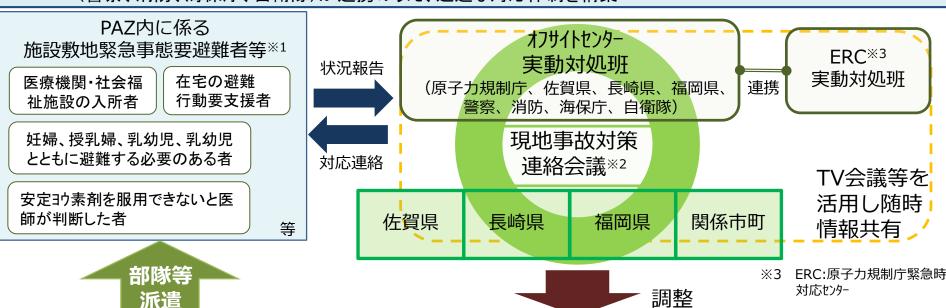
- 地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、佐賀県、長崎県、福岡県、関係市町からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- → 要請の窓口となるオフサイトセンター(実動対処班)において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部(官邸・ERC(原子力規制庁緊急時対応センター))の調整により、必要に応じ全国の実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)による支援を実施。



施設敷地緊急事態からの現地実動組織の体制



- ▶ 施設敷地緊急事態の時点で施設敷地緊急事態要避難者の避難が開始されることから、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町で避難手段の確保が困難になった場合に備え、現地事故対策連絡会議を開催するとともに、オフサイトセンター実動対処班を設置(対象となる要員は、必要に応じ施設敷地緊急事態に至る前から体制立ち上げ)。施設敷地緊急事態以降、原子力緊急事態の解除までの間、継続して対応を実施。
 - ※ オフサイトセンター実動対処班要員参集前に各種要請があった場合は、ERC実動対処班が連絡・調整を実施
 - → 不測の事態における佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町からの各種支援の要請に対し、実動組織 (警察、消防、海保庁、自衛隊)が連携のうえ、迅速な対応体制を構築



く警察>

佐賀県警察本部 長崎県警察本部 福岡県警察本部 九州管区警察局

く消防>

唐津市消防本部 その他関係市町管轄消防機関

〈海上保安庁〉

第七管区海上保安本部 唐津海上保安部 佐世保海上保安部 福岡海上保安部

<自衛隊>

陸上自衛隊西部方面総監部 海上自衛隊佐世保地方総監部 航空自衛隊西部航空方面隊

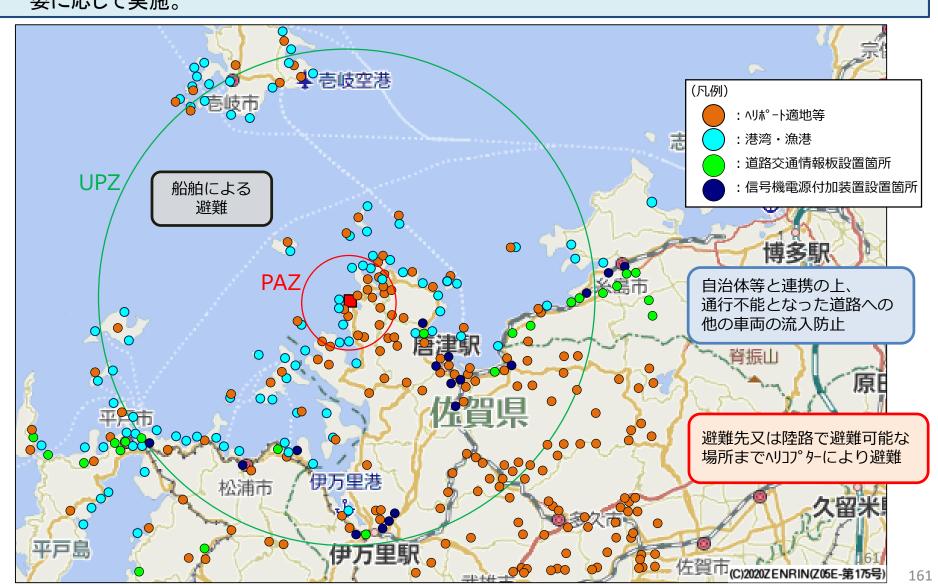
- ※1 施設敷地緊急事態での避難対象者を示したもの。全面緊急事態においては、PAZ内の一般住民等、OILによる防護措置実施時にはUPZ内のうち対象地域の住民等が対象となる。
- ※2 全面緊急事態以降は、原子力災害合同対策協議会で情報共有

自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応



Cabinet Office, Government of Japan

自然災害等により、避難経路等を使用した車両による避難ができない場合は、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町からの要請により、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)による各種支援を必要に応じて実施。



自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例 《内閣府



佐賀県、長崎県、福岡県と関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

警察組織

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓避難住民の誘導・交通規制
- ✓避難指示の伝達
- ✓避難指示区域への立ち入り制限等







消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達







海上保安庁

- ✓巡視船艇による住民避難の支援
- ✓緊急時モニタリング支援
- ✓船舶等への避難指示の伝達
- ✓海上における警戒活動





防衛省

- ✓緊急時モニタリング支援
- ✓被害状況の把握
- ✓避難の援助
- ✓人員及び物資の緊急輸送
- ✓緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- ✓人命救助のための通行不能道路の啓開作業





